

その他の事業運営上の留意事項

サービス利用者に関すること

高齢者の健康

新型コロナウイルス	1
ノロウイルス	6
インフルエンザ	8
腸管出血性大腸菌（O157等）	10
結核	12
HIV／エイズ	14
レジオネラ症	15
熱中症	17
がん検診・肝炎対策（利用者対応）啓発動画のご紹介について	21
高齢者虐待	22
地域支援スーパーバイズ事業	26
ヤングケアラー	27

事業所の労働環境に関すること

専門家による無料相談（雇用管理等）	31
大阪府 労働相談センター	33
ハラスメント対策	36

事業所の運営に関すること

介護相談員派遣等事業	42
大阪府福祉サービス第三者評価	44
大阪府 認知症介護基礎研修	47
大阪府 福祉用具専門員相談員指定講習	64
大阪府 介護生産性向上支援センター	68
介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	70

◆社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブックのホームページ
以下のワードまたは右記のQRコードから検索してください。

大阪府 早わかりブック



ID : 5878

社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック

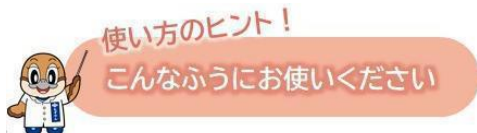
早わかりブックは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に指定されていた令和5年5月7日以前に大阪府が制作したものです。

早わかりブックの中で「新型コロナウイルス」と記載しているものは、基本的に新型インフルエンザ等感染症に指定されていた時点の新型コロナウイルス感染症を指していますので、ご注意ください。

本府では、重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、感染管理認定看護師（ICN）等の専門家を社会福祉施設等に派遣する社会福祉施設等感染症予防重点強化事業を実施しております。

この度、本事業の一環として、社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめた「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」を作成しました。事前に内容を確認し、もしもの時に全員が動けるよう、シミュレーションする際に、ご活用ください。

- 全ページダウンロードはこちらから [社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック](#)



早わかりブックは、新型コロナウイルス感染症の陽性者や感染疑い事例が発生したときに、必要な情報をまとめたものです。

- 施設内研修や訓練・シミュレーションで、内容を事前に確認しておきましょう。
- 「発生時やることリスト対応表」を活用して、役割分担を確認しておきましょう。
- 感染疑い事例発生時に備えて、実際にシミュレーション・訓練しておきましょう。
- シミュレーション・訓練をしたあとは、必ず、振り返りをしましょう。実際に動いて、困難だったところなどの見直しをしましょう。
- 使い方のヒント [使い方のヒント（ワード：90KB）](#) [使い方のヒント（PDF：313KB）](#)

「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」（全ページダウンロードできます）

全ページのダウンロードはこちらから



全ページ

- [P1-16（PDF：5,931KB）](#)

各ページのダウンロードはこちらから



- 新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト
- 手指衛生（手洗いと手指消毒）
- [P1-2 \(PDF : 1,081KB\)](#)



- 個人防護具（PPE）の着脱
- [P3-4 \(PDF : 7,788KB\)](#)



- ゾーニング
- [P5-6 \(PDF : 1,457KB\)](#)



- グリーンゾーン・イエローゾーンに置いておくもの
- 新型コロナウイルス感染症に有効な消毒薬
- [P7-8 \(PDF : 993KB\)](#)



- 消毒・清掃
- 洗濯、食器
- [P9-10 \(PDF : 644KB\)](#)



- トイレ
- 入浴、ゴミの処理
- [P11-12 \(PDF : 1,061KB\)](#)



- 換気
- 濃厚接触者への対応
- [P13-14 \(PDF : 628KB\)](#)



動画

早わかりブックの内容をわかりやすく説明した動画です。

説明動画の一覧

項目	視聴時間
まとめて見る（再生リスト）（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	19分24秒
1 ゾーニング（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	5分10秒
2 手指衛生（手洗いと手指消毒）（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	3分6秒
3 個人防護具（PPE）の着脱 解説編（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	5分5秒
3 個人防護具（PPE）の着脱 個人防護具の脱ぎ方 ～実演編～（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	2分9秒
4 消毒・清掃（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）	3分54秒

資料集（様式例）

発生時やることリスト対応表
[\(PDF : 392KB\)](#)



職員用健康チェック表

面会者健康確認表



[\(PDF : 470KB\)](#)

個人防護具（PPE）の着脱（ポスター形式）

- [発生時にやること対応表（エクセル：13KB）](#)

- [発生時にやること対応表（PDF：392KB）](#)

[187KB）](#)

- [健康チェック表（エクセル：13KB）](#)
- [健康チェック表（PDF：187KB）](#)

[（PDF：](#)

- [面会者健康確認票（エクセル：15KB）](#)

- [面会者健康確認票（PDF：470KB）](#)



[（PDF：](#)

[7,788KB）](#)

- [個人防護具（PPE）の着脱（PDF：7,788KB）](#)

セルフチェックリスト

施設内研修等で活用いただけるようセルフチェックリストを作成しましたので、ぜひ、ご活用ください。



- [セルフチェックリスト 回答用紙（ワード：40KB）](#) [セルフチェックリスト 回答用紙（PDF：658KB）](#)
- [セルフチェックリスト 回答と解説（ワード：126KB）](#) [セルフチェックリスト 回答と解説（PDF：1,100KB）](#)
- [回答入力フォーム（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）](#)

リンク集

- [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策（別ウィンドウで開きます）](#)
大阪府で実施した研修の資料やFAQなどお役立ち情報を掲載しています。

新型コロナウイルスに有効な消毒薬関係（P.8）

- [厚生労働省／新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）](#)
新型コロナウイルスの消毒方法等の情報がまとめられています。
- [厚生労働省／新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう（外部サイトへリンク）](#)
有効な消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法などを紹介しています。

このページの作成所属

[福祉部地域福祉推進室地域福祉課施策推進グループ](#)

大阪府庁

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.

介護現場における感染対策については以下の厚生労働省HPに掲載されていますのでご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

出典：厚生労働省ホームページ ※令和7年4月10日時点

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

事務連絡等更新状況

-  (令和7年3月25日) 令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて [PDF形式：86KB] 
-  (令和6年3月19日) 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて [PDF形式：103KB] 
-  (令和6年3月19日) 別紙 [PDF形式：35KB] 
-  (令和5年9月25日) 介護現場における感染対策の手引き（第3版） [PDF形式：8.7MB] 
-  (令和5年1月31日) 介護現場における感染対策の手引き（第2版） [PDF形式：11.8MB] 
-  (令和5年2月2日) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました [PDF形式：3.4MB] 
-  (令和3年8月18日) 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」を一部改訂しました [PDF形式：13.1MB] 
- [（令和3年3月24日）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [（令和3年3月22日）新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）](#)
- [（令和3年3月9日）介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について](#)
- [（令和3年3月9日）介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)
- [（令和3年3月5日）退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）](#)

介護事業所等向けの情報



感染拡大防止に関する事項

[施設内での具体的な行動基準について](#)

[介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について](#)

[感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について](#)

[施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)

[施設における自主点検の実施状況について](#)

[病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)

[介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)

[介護保険サービス向けの感染対策研修はこちら](#)

[自治体における取組紹介はこちら](#)



人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

[人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)

[通所系サービスの報酬の取扱いについて](#)

[その他、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡はこちら](#)

[介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)

[衛生・防護用品の都道府県等における備蓄や体制整備について](#)

[その他、衛生用品の確保に関する事務連絡はこちら](#)



介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

 [新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド \[PDF形式：2.6MB\]](#) 

 [リーフレット \[PDF形式：927KB\]](#) 

[【基礎編】（前編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

[【事例編】（後編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

[その他、感染拡大防止に関する事務連絡はこちら](#)

介護施設・事業所における 業務継続ガイドライン

BCPに関するひな形・研修動画等は[こちら](#)

 [新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)〔PDF形式：3.4MB〕 

 [自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)〔PDF形式：8.7MB〕 
[ツール集・ひな形](#)
[研修動画](#)



通いの場等に関する事項

[「地域がいいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト](#)

[「介護発！！地域づくり動画」](#)

[通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)

[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ運営者向け）](#)

[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ参加者（本人・家族）向け）](#)



介護現場における感染対策の手引きなど

 [介護現場における感染対策の手引き（第3版）](#)〔PDF形式：8.7MB〕 

 [【第3版】感染対策普及リーフレット](#)〔PDF形式：1.4MB〕 

 [【施設系】感染症マニュアル概要版](#)〔PDF形式：10.8MB〕 

 [【通所系】感染症マニュアル概要版](#)〔PDF形式：10.9MB〕 

 [【訪問系】感染症マニュアル概要版](#)〔PDF形式：10.8MB〕 

その他に関する事項

介護施設等に対する融資について示したものは[こちら](#)

介護予防・見守り等の取組例について示したものは[こちら](#)

その他の事項に関する事務連絡は[こちら](#)

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう！～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！

ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。

② きれいに拭き取ってから消毒する！

ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。

★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要です。



窓を開ける等
換気を十分に！

③ しっかり手洗いをする！

ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切です。

<タイミング>

嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等



*石けんを使って
流水で！

適切な処理の手順

吐いたとき

- ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。
- ② ペーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ③ 床等に、汚物が残らないように、しっかり拭き取る。
- ④ 拭き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10 分後に水拭きする。



衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ペーパータオル・布等で覆うなど、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。
- ② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水の中で、静かにもみ洗いをする。
- ③ 50 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10 分程度つけこむ。(素材に注意)
- ★家庭用塩素系漂白剤につけこむ代わりに、85℃・1 分以上の熱湯洗濯を行うことでもウイルスの消毒効果があります。
- ④ 他の衣類とは分けて洗う。

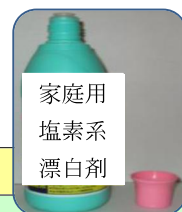


* もみ洗いした場所は、250 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で消毒し、洗剤を使って掃除をする。



家庭用塩素系漂白剤 希釈方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。
塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)



家庭用
塩素系
漂白剤

使用目的	濃度	希釈液の作り方
- 汚物を取り除いたあとの床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする) - 汚物を取り除いたあとの衣類 (10分程度つけこむ) - 汚物の拭き取りに使用した ペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すよう に入れ、密閉し廃棄する。)	約 50 倍 ※濃度 約 1000ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 50cc キャップ約2杯 バケツ
- もみ洗いをしたあとの 洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掃除すること) - トイレの取っ手・トイレドア のノブ・トイレの床などの拭 き取り (拭き取り部位が金属の場合は、 10分後に水拭き)	約 250 倍 ※濃度 約 200ppm	①水道水 2,500cc (500cc ペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 10cc キャップ1/2杯弱 バケツ
➤ 作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作りましょう。 ➤ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきり明記して日光の当たらない場所で保管しましょう。 ➤ 家庭用塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は未開封でも徐々に劣化していきますので、なるべく新しいものを使用しましょう。		

ノロウイルスによる 感染性胃腸炎について



- ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
- 10～100個の少ないウイルス量でも発病するため、人から人への感染が起こります。
- 症状が消えてからも、10日から1か月は糞便中にウイルスが排出されています。

ノロウイルス電子顕微鏡写真提供 大阪健康安全基盤研究所

感染経路

- ✧ 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
- ✧ 感染した人が調理などをして汚染された食品
- ✧ ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝など

潜伏期間

- ✧ 通常1～2日

症状

- ✧ 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1～3日症状が続いた後、回復。

発行元：大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

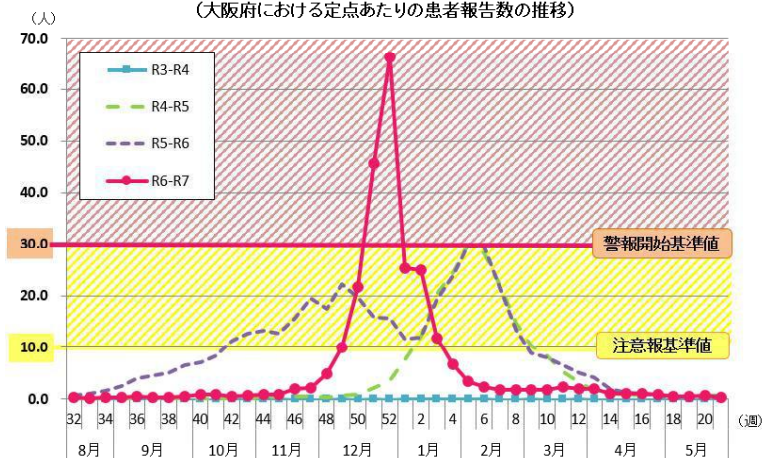
令和3年4月作成

冬期に流行する インフルエンザ

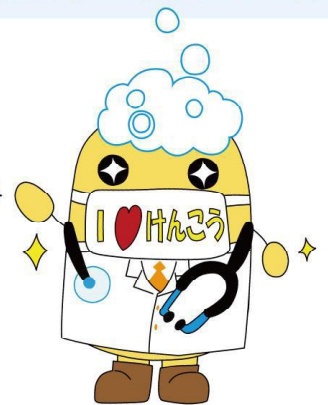
インフルエンザは、主に 12 月から 3 月にかけて流行します。

インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。その感染力は非常に強く、感染すると 38 度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は重症化しやすいと言われています。

インフルエンザの流行状況
(大阪府における定点あたりの患者報告数の推移)



大阪府インフルエンザ対策
マスコットキャラクター
マウテくん



※「定点あたりの患者報告数」とは、1つの定点医療機関で、1週間の間にインフルエンザ患者と診断され報告があった数のこと。
定点医療機関とは、人口及び医療機関の分布等を勘案して無作為に選定した医療機関のこと。
※最新の流行状況については、大阪府感染症情報センターのホームページでご確認ください。

日頃からの予防対策をしておくことが重要です。

インフルエンザに感染しないために

- ☒ こまめに手洗いを行う
- ☒ 日頃から体の抵抗力を高めておく
- ☒ 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」を心がける
- ☒ 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える



予防接種も有効な対策

- ☒ インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果※があります。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際には医師にご相談ください。
- ☒ 高齢者（原則 65 歳以上）は、定期的予防接種の対象者として予防接種を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

インフルエンザにかかったときは

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する。
- 家で安静にして、休養をとる。特に睡眠を十分に取る。
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する。
- 部屋の湿度を 50% から 60% 程度に保つ。
- 外出を控え、無理をして職場などに行かないようにする。

（参考）出席停止期間の基準：発症した後5日の経過、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）の経過

（学校保健安全法施行規則第 19 条）



事業者の皆様へ

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や湿度管理（50%から 60%）の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。

新型インフルエンザについて

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

【日頃の備え】

- マスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。（新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国からの輸入が難しくなります。さらに、国内で流行すると、外出が制限される可能性があります。）
- 自治体のホームページなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。

【発生したときのお願い】

- 決められた医療機関での受診をお願いします。（府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行う医療機関を限定します。）
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようにお願いする場合があります。



参 考

インフルエンザを予防しよう（大阪府ホームページ）

大阪府 インフルエンザ予防

検索



大阪府新型インフルエンザ等対策（大阪府ホームページ）

大阪府 新型インフルエンザ 対策

検索



インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ（政府広報オンライン）

インフルエンザ 手洗い 動画

検索

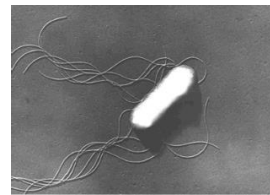


腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

感染経路

腸管出血性大腸菌（O157 等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物 （牛肉やレバーなどは十分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた箸 （焼く箸と食べる箸を使い分けましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水 など



O157 電子顕微鏡写真
提供 大阪健康安全基盤研究所

腸管出血性大腸菌はわずか数十個程度の菌が体の中に入っただけでも発症することがあるため、患者・保菌者の糞便などから二次感染することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状



- ★ 下痢・腹痛・発熱などの症状がある時は、早めに受診しましょう。

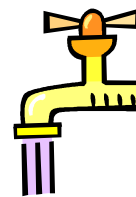
潜伏期間 : 2～14日（平均3～5日）
症 状 : 下痢（軽いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

- ※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。
- ※ 発症後 1～2週間は、溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS：ベロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。
主な症状：尿が出にくい・出血を起こし易い・頭痛など
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

二次感染防止のために

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。
- ★ タオルの共用使用はやめましょう。
- ★ 糞便を処理する時は、使い捨てビニール手袋を使いましょう。
処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹸で手洗いしましょう。
（また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけてください。）
- ★ 下痢などで体調の悪いときには、プールの利用はやめましょう。
簡易ビニールプール等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。



《注意事項》

（消毒薬等については裏面参照）

- ※ トイレについて：患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で手に入ります。）
- ※ 衣類などについて：患者・保菌者の糞便のついた衣類などは、熱湯や 100 倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に 30 分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう。（素材に注意）
- ※ 入浴・お風呂について：患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。
浴槽の水は毎日替え、浴室、浴槽はよく洗い流しましょう。
- ※ 業務について：患者・保菌者が飲食物に直接接触する業務に従事することは、法律で制限されています。

消毒方法について

(消毒薬については、薬局等でご相談ください。)

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	石鹼で手洗い後、 100 倍液 (下記参照) に浸して洗浄する
	速乾性擦式手指消毒剤 消毒用エタノール(70%)	原液 3cc を手のひらにとり、乾燥するまで(約 1 分間) 手に擦りこんで使う
食器・器具・ふきん まな板・おもちゃ等	次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	100 倍液 (下記参照) に 30 分間浸し、 水洗いする
	熱湯消毒	80℃、5 分間以上(ただし、ふきんは 100℃で 5 分間以上煮沸)
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール (70%)	濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙 タオル等で拭くか噴霧する
	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	50 倍液 (下記参照) を含ませた紙タ オル等で拭く
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	100 倍液 (下記参照) に 30 分間つけた 後、洗濯する
	熱湯消毒	熱水洗濯機 (80℃10 分間) 処理し、 洗浄後乾燥させる
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	100 倍液 (下記参照) を含ませた紙タ オル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

消毒液のつくり方

- ※ おむつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。
- ※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食性があるので、消毒後、水拭きする。

濃 度	希 釈 液 の 作 り 方
50 倍液	① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2 本分) ② 薬剤 20cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1 杯 約 5cc として 約 4 杯
100 倍液	① 水道水 1000cc (500cc ペットボトル 2 本分) ② 薬剤 10cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1 杯 約 5cc と して 約 2 杯 家庭用塩素系漂白 剤 の場合 薬剤キャップ 1 杯 約 25cc と して 約 1/2 杯弱

大 阪 府

(お問い合わせは最寄りの保健所へ)

大阪府健康医療部感染症対策企画課 令和 3 年 4 月作成

高齢者の結核を 早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がでない割合も高く継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。
- なんとなく元気や活気がない
 - 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
 - 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ
- ・肺炎疑いでも、できれば抗生剤を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生剤の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたと あなたの大切な人の “健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳エチケット

- ・咳が出る時は、サージカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は
保健所に相談しましょう。

＜結核について～大阪府ホームページ＞

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0100050/iryo/osakakansensho/kekkaku.html>

高齢者介護に関わる人の ための“結核”基礎知識

現在1年間に約1万1千人の結核患者が新たに診断されており、その約7割は60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

〇〇さん、**結核疑い**
だそうです!!



こんな時
どうしたらいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- 主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- 結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- 菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- 結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- 発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

- 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- 「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌するようになります。
- 排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- 原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核(疑い)と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室へ入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- 結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- 窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- 部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- 薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



～結核の発病は誰のせいでもない～

- 突然、結核（疑い）と言われ、動揺する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

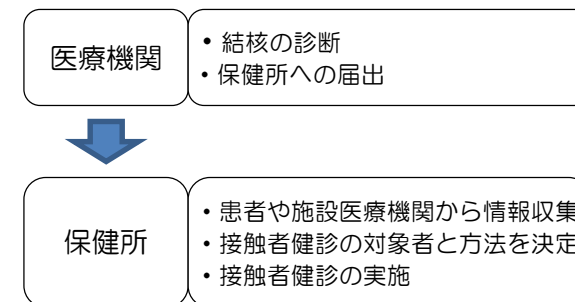
接触者健診について

目的

- 患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- 保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。



主な検査

- 原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- 施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- 必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。
- 結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。
- あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

社会福祉施設等で働くみなさまへ

H I V／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～



標準予防策によりH I V感染は予防できます。



性行為以外の日常生活で感染することはありません。



継続して抗HIV薬を服用していれば、ウィルス量が減少し、性行為による感染も防げます。

詳しくは⇒ <https://hiv-uujapan.org/summary/>



今では、H I V感染症は慢性疾患の1つです。

抗H I V薬が使われるようになってから、エイズによる死亡率は劇的に低下し、H I V感染症は、慢性疾患の1つとして考えられるようになりました。

今、社会福祉施設等に期待されること

大阪府において、2024年に新たなHIV感染者・エイズ患者が91人報告され、2024年末の累積報告数は3,146人となりました。また、治療の進歩により、平均寿命がHIV陰性者と変わらなくなってきており、加齢による合併症などによって支援を必要とするH I V陽性者が増えてきています。そのため、H I V陽性者の受け入れ先として、社会福祉施設等への期待が高まっています。

支援が必要な人に対して、生活支援を行ったり、療養の場を提供したりすることは、社会福祉施設等の役割です。他の慢性疾患の人と同様に、H I V陽性者は慢性疾患を抱えて生活をしている人たちです。一人ひとりがH I V／エイズに対する理解を深め、支援が必要なH I V陽性者を迎え入れていきましょう。

《参 照》

社会福祉施設で働くみなさんへ H I V／エイズの正しい知識～知ることから始めよう～
平成23年12月発行、平成31年2月改訂
https://osaka-hiv.jp/pdf/h31_knowledge_hiv_aids.pdf

<企画・発行>

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業
「H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究」研究代表者 白阪琢磨
分担研究「長期療養者の受入における福祉施設の課題と対策に関する研究」
研究分担者 山内哲也

<協力>

社会福祉法人武蔵野会



問合せ先 大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課 感染症対策グループ
電話 06-6941-0351 (内線5307)

入浴設備の適正な維持管理により レジオネラ症発生を予防しましょう

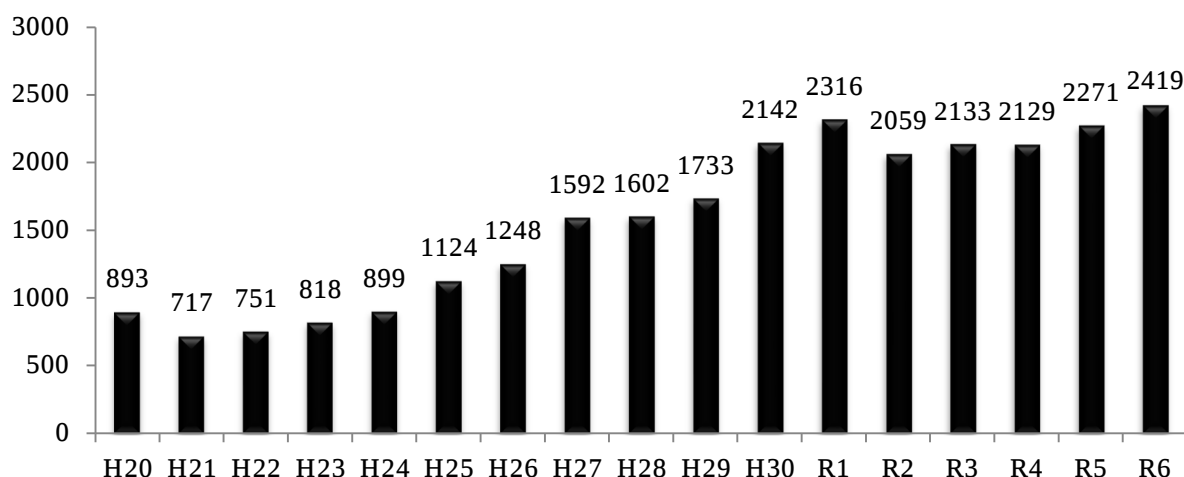
【レジオネラ症とは】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による感染症の一つで、幼児やお年寄り、あるいは他の病気などにより身体の抵抗力が低下している人に発病のおそれが強いられています。

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）等を、気道から吸い込むことによって感染し、発病します。

主な症状は肺炎（レジオネラ肺炎）で、菌に感染してから2～10日（平均4～5日）後に、高熱、咳、タン、頭痛、胸痛、筋肉痛、悪寒などの症状が出て、まれに重症になることがあり、死亡例も報告されています。人から人への感染はありません。近年、レジオネラ症患者報告者数は、増加傾向にあります。

レジオネラ症患者報告者数（全国）



レジオネラ属菌は、入浴設備の配管内部等で増殖することが知られています。入浴設備の適正な維持管理により菌の増殖を防止し、レジオネラ症の発生予防に努めてください。

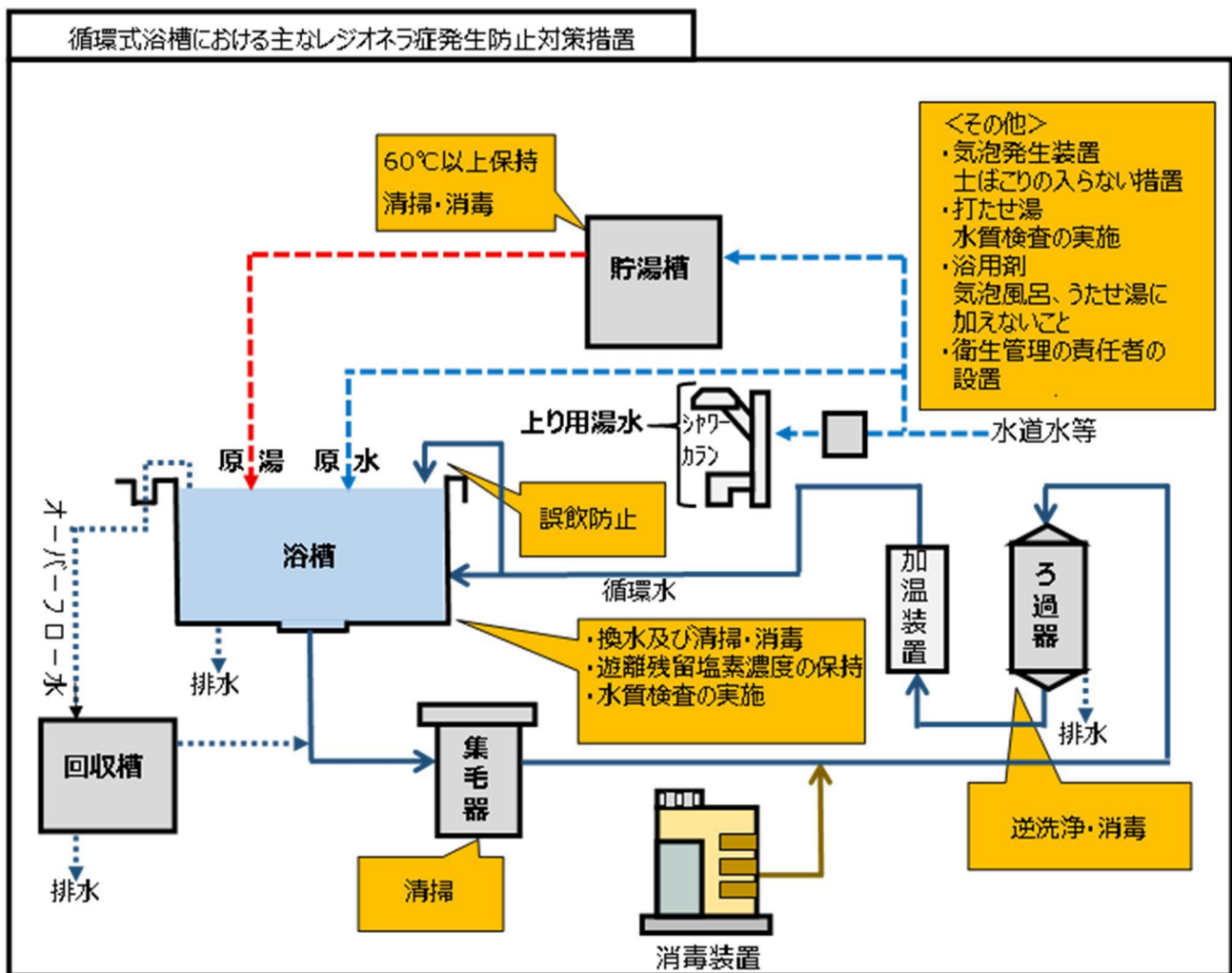
大阪府では、平成20年4月より、「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を定め、指導・助言を行っています。

施設の設置者・管理者の方は、引き続き入浴設備について次の点に注意して適正な管理をお願いします。

【入浴設備の維持管理ポイント】

- 浴槽水は、塩素系薬剤を用いて消毒し、遊離残留塩素濃度で常に0.4mg/L以上に保ちましょう。
- 連日使用している浴槽水は、1週間に1回以上入換え、浴槽を清掃・消毒しましょう。
- ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等により清掃しましょう。
- 貯湯槽内の湯の温度は60度以上に保ち、槽内を定期的に清掃・消毒しましょう。

循環式浴槽の実例参考図



【詳しくは】

「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を参考にしてください。マニュアルは、下記の大阪府環境衛生課のホームページから入手できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/rejionera/index.html>

また、「大阪府 レジオネラ」で検索できます。

マニュアルの疑問点等は、最寄りの府保健所または環境衛生課生活衛生グループ（06-6944-9910）

【水質検査の実施と報告】

浴槽水について、1年に1回以上、レジオネラ属菌などの水質検査を実施し、その結果を報告してください。



報告は2ヶ所に行ってください
（FAXで結構です）

当該施設所在地を所管する介護事業者担当部局
（大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課又は市町村担当部局）

最寄りの大阪府保健所衛生課
（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市を除く）

熱中症にご注意ください

1. 熱中症とは？

<熱中症の症状>

○初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれんや痛み（こむらがり）が現れます。また、症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。

○さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん（ひきつけ）を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合は死亡する可能性もあります。

	症状	対応
軽症 	- めまい、立ちくらみ - 生あくび、 - 大量の発汗 - 筋肉痛、手足がつる（こむら返り）	応急処置を行う - 暑さを避ける - 体を冷やす - 水分・塩分補給
	- 頭痛 - 吐き気、嘔吐 - 倦怠感、虚脱感	自分で水を取れない場合や症状が改善しないときは すぐに医療機関を受診
重症 	- 意識障害 - 発汗停止 - 高体温（さわると熱い） - 昏睡状態	会話ができない、呼びかけに応えない場合は すぐに救急車を呼ぶ

（「熱中症環境保健マニュアル～総論～2025年7月版」〈環境省〉3、13～14項、「熱中症診療ガイドライン 2024」〈日本救急医学会〉7～8項を参考に大阪府が作成）

<熱中症の原因>

○体内の水分や塩分の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症します。

○高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発生するもの）があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかきにくくなるため、熱中症が発生しやすくなります。

<熱中症の発生状況>

○熱中症は、日中の炎天下だけではなく、室内や夜にも多く発生しています。

○室内でも多くの方が熱中症により亡くなっています。

○屋内での死亡者のうち、約 8 割がエアコンを使用していなかったことがわかっています。

2. 熱中症は予防が大切

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができます。

「暑さを避ける」、「こまめな水分補給」などの熱中症予防行動を実践してください。

暑さを 避けましょう	☐ エアコンを利用する等、部屋の温度を調整 ☐ 暑い日や時間帯は無理な外出をしない ☐ 涼しい服装にする ☐ 急に暑くなった日等は特に注意する 
こまめに 水分補給を しましょう	☐ のどが渇く前に水分補給 ☐ 入浴前後や起床後もまず水分補給を ☐ 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに 
暑さに備えた 体づくりを しましょう	☐ 暑くなり始めの時期から適度に運動を ☐ 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で ☐ 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日 30 分程度
体力や体調を 考慮して 活動しましょう	☐ 寝不足に注意を ☐ 体調が悪いと感じた時は、涼しい環境で安静に ※熱中症は、環境条件の他に各人の体調や暑さへの慣れが影響して発生します。
暑さに関する 情報を 活用しましょう	☐ 「熱中症警戒アラート」等、テレビ、防災無線、SNS などを通じて発表される暑さを知らせる情報を活用し、予防行動の実践を ※「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に発表されます。

3. 高齢者と熱中症について

！ 高齢者は特に注意が必要です！

熱中症により救急搬送される方の約半数が、死亡総数の約 8 割が、65 歳以上の高齢者です。

高齢者が熱中症になりやすい理由

- 体内の水分量が少ない上、老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とするため、水分が不足しがちです。
- 加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなります。
- 暑さに対する体温の調節機能が低下しています。



高齢者の熱中症予防のポイント

- エアコン・扇風機を活用しましょう
- 室内の温湿度を計測しましょう
※高齢になると暑さを感じにくくなります。実際の温湿度を把握して予防行動をとりましょう。
- こまめに水分補給しましょう
※高齢になるとのどの渇きを感じにくくなります。のどが渇いていなくてもこまめに水分補給しましょう。
- シャワーやタオルで体を冷やしましょう
- 緊急時、困った時の連絡先を確認しておきましょう

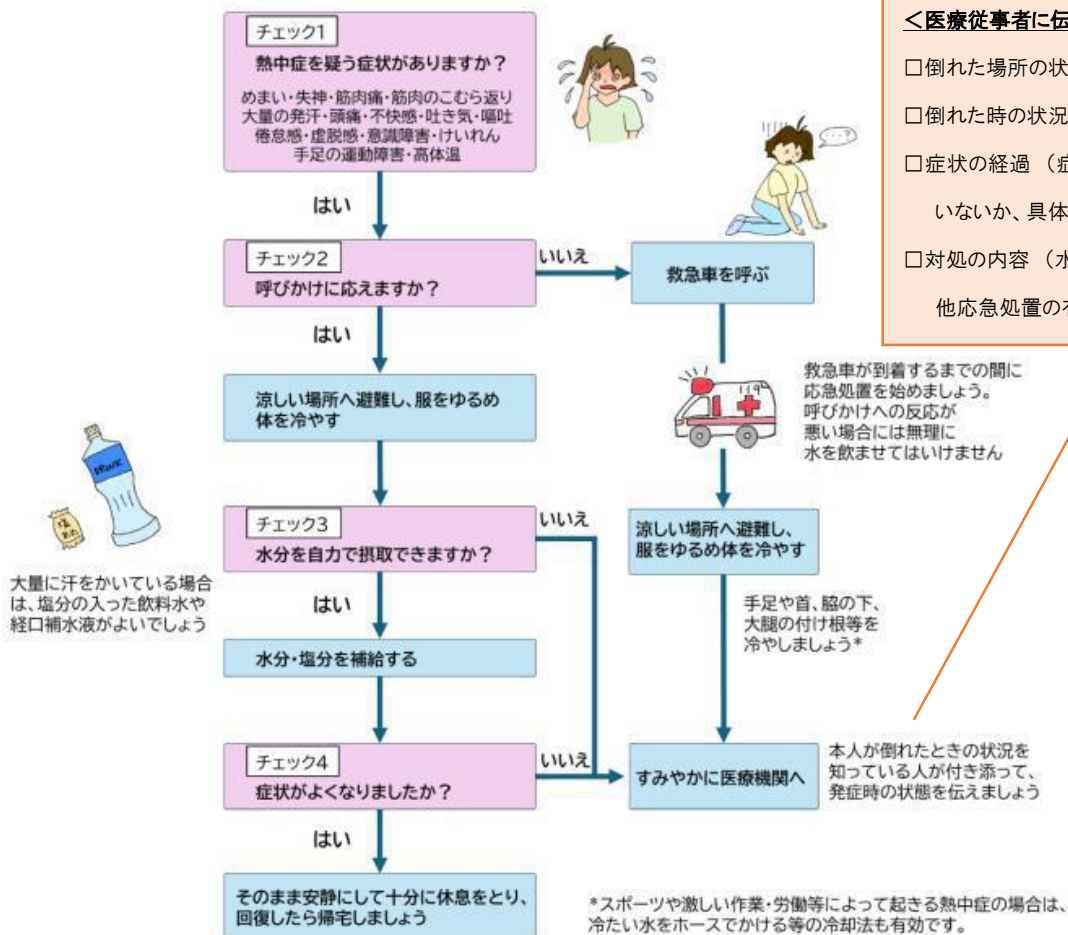
☆水分補給を促すなど、周囲の方から積極的な声かけをお願いします☆

4. 熱中症になったときは？

熱中症を疑った時には、放置すれば死に直結する緊急事態であることをまず認識しなければなりません。重症の場合、救急車を呼ぶことも大事ですが、すぐに体を冷やし始めることが必要です。

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の処置が肝心です。



＜医療従事者に伝える内容（例）＞

- ☐ 倒れた場所の状況（具体的な場所、気温等）
- ☐ 倒れた時の状況（服装、活動内容等）
- ☐ 症状の経過（症状が出始めた時から悪化していないか、具体的な症状等）
- ☐ 対処の内容（水分や塩分の補給の可否、その他応急処置の有無等）

図 5 熱中症の応急処置のフローチャート

（「熱中症環境保健マニュアル～総論～（2025 年 7 月版）」（環境省）14 項より）

5. 熱中症に関する情報

国や大阪府では、下記ホームページを通じて、熱中症に関する情報を発信しています。

- 大阪府ホームページ URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/nettyusyuu/>
- 環境省「熱中症予防情報サイト」 URL: <http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 総務省消防庁ホームページ URL: <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

※本資料は、環境省作成「熱中症環境保健マニュアル 2022」、「高齢者のための熱中症対策」、「熱中症 ～ご存知ですか？ 予防・対処法～」、「熱中症警戒アラート全国運用中！」、「熱中症環境保健マニュアル～総論～（2025 年 7 月版）」、日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2024」を参考に、大阪府で作成しました。

介護の現場で働くあなたに知ってほしい 高齢者虐待



介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者を介護している養護者（家族など）による虐待だけでなく、福祉・介護サービス業務の従事者等（以下、「介護サービス従事者」という。）による虐待の防止についても規定しています。（法第三章）

虐待につながるような不適切なケアが生じないように、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に従事している者を称します。

入所系	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護（ショートステイ）	・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ※ など
通所系	・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・通所介護（デイサービス）	・通所リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 など
訪問系	・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問看護 ・訪問入浴	・訪問リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅療養管理指導 など

※有料老人ホームに該当するもの

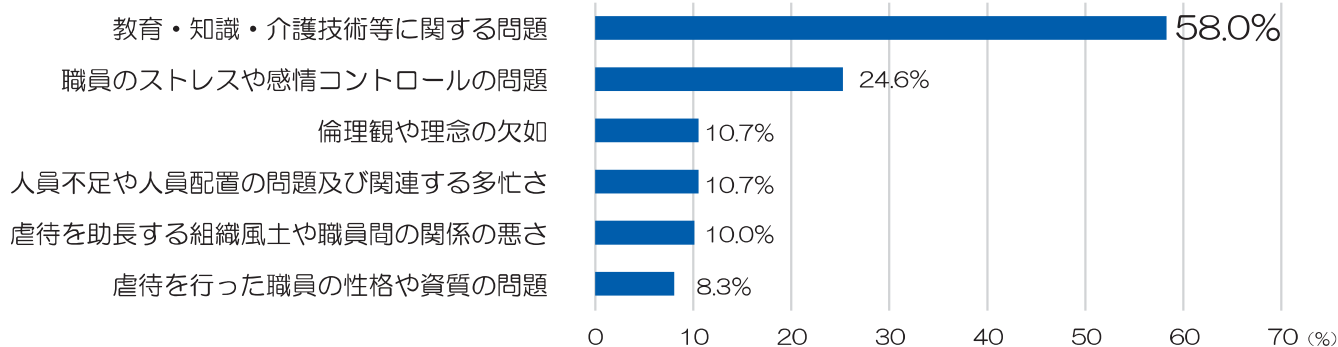
直接介護・看護に携わる職員はもちろん、上記の職場で働くすべての方（経営者・管理者・事務員・ケアマネジャーなど）が対象となります。

なぜ、高齢者虐待が起こるのか

高齢者虐待は、さまざまな発生要因があります。『平成 30 年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)』(図)によると、発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多くなっています。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。

(図) 介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因 (平成 30 年度) 厚生労働省



高齢者虐待を知ろう

以下の行為は、高齢者虐待の具体例です。

身体的虐待

- 暴力行為（蹴る・つねる・叩いてくる利用者を叩きかえす・介護を行う際に暴言を浴びせられ、カッとなり叩く・ベッドから落とす・身体を引きずって移動させるなど）
- 医療的に必要がない投薬によって動きを制限する
- 食事の際、利用者が拒否しているのに職員の都合で無理やり食べさせる
- 身体拘束（※詳しくは後述）

放棄・放置

- 必要な福祉や医療サービスを受けさせない（褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど）
- 職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かないところに置く、使用させない
- 他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする

心理的虐待

- 威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち・ため息・不快な声で対応するなど）
- 子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする・顔や手にマジックで落書きをするなど）
- 職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど）
- 行事や集会に参加させない、無視する

性的虐待

- 必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする
- 性的な話を強要する、聞かせる
- 排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく
- 裸や下着姿を撮影する、その写真を他の職員に見せる

経済的虐待

- 利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する
- 金銭や物品を盗む、一時的に借用する
- 利用者から預かった金銭で職員のものを買う



身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

身体拘束の具体例

- 転落しないよう、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 脱衣やおむつはずしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する
- 「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する



緊急やむを得ない場合とは？

緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たす場合になります。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の措置を講じる必要があります。

- ・ 個人ではなく職場全体で判断する
- ・ 時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・ 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める
- ・ 観察と再検討を定期的に行い、再評価する（⇒必要がなくなれば、速やかに解除する）
- ・ 身体拘束などの適正化のための研修を定期的実施する など

虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに関わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）

介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気をだして通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

通報・相談先がわからないときは

大阪府 高齢者虐待

検索



通報等による不利益取り扱いの禁止

- 通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート

定期的に自己点検を行いましょう。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話し合いましょう。

スタッフ用

1. 施設・事業所内外の研修

- ☐ 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
- ☐ 他の施設の見学や、外部の研修を受けている

2. チームアプローチ

- ☐ 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
- ☐ 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができています

3. ケアの質・知識

- ☐ どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている
- ☐ 認知症のケアの方法を学び、実践している
- ☐ 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている



経営者・管理者用

1. 施設・事業所内外の研修

- ☐ 施設内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
- ☐ 職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている

2. チームアプローチ

- ☐ 組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
- ☐ 職員間で報告や相談の方法を決めている
- ☐ 虐待防止や身体拘束廃止について話し合う機会をもっている
- ☐ ケアに関する相談をしやすい環境・体制ができています

3. 職員の負担・ストレス

- ☐ 職員一人ひとりの業務内容を把握している
- ☐ 職員の意見を聞く機会を組織としてつくっている
- ☐ 職員の負担やストレスに気づけるよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている

4. 苦情処理に関する委員会等の設置・運営

- ☐ 利用者、家族、外部の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
- ☐ 苦情に対応する体制（利用者家族との運営懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

高齢者虐待の防止に向けた取り組みは、経営者・管理者の責務です

法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ① 介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然にまたは再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践していきましょう。

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の困りごとや、成年後見制度の利用などの相談に対応する行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話相談や来所による専門相談で助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればいいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。 など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

所在地 〒542-0065 大阪府中央区中寺 1 丁目 1 番地 54 号 大阪社会福祉指導センター3 階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談（月曜日～金曜日の 10 時～16 時。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13 時～・14 時半～）

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城 2 丁目 5 番 20 号 大阪市社会福祉研修・情報センター3 階

電話 06-4392-8282 職員による電話相談（月曜日～土曜日の 9 時～17 時。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は、区役所・地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）・障がい者基幹相談支援センター等からの事前予約が必要。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2 番 1 号 堺市総合福祉会館 4 階

電話 072-225-5655 職員による電話相談（月曜日～金曜日の 9 時～17 時 30 分。祝日・年末年始除く）

専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日 13 時～16 時）

センターへの相談に際しては、まず地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等にご相談ください。

家、帰ったら忙しいねんなー
晩ごはんの買い物に料理、洗濯・・・
あ、でも妹のお迎えは大スキ♡あの笑顔はマジ元気になる
待ってるやろうから早く行こーっと
・・・
たまには遊びに行きたいけどムリかー

がんばっているあの子の中に 気づいてほしい

みなさんは「ヤングケアラー」という言葉をお聞きになったことはありますか

え？もう、昼休みなんやー。最近ぼーっとしてるな
昨日のオカンの話、長かったもんな。しかもいつも同じ話
なんか不安があるから同じ話してまうんやろうなー
・・・
俺の話もたまには聞いてほしいねんけどな・・・

● ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象者としています。

ヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

<ヤングケアラーのしていることの例>



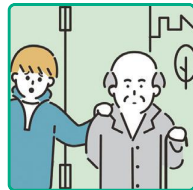
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもなどの世話をしている



障がいや病気のある子どもなどの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家族のために一生懸命にケアを担っていることも

本人に自覚がない場合も

ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

家庭内のデリケートな問題であるため、表面化しにくいことも



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

● みなさんにできること

みなさんの周りに、ヤングケアラーかもしれない気になる子どもはいませんか。子どもたちが困りごとを話せるように、子どもたちの周りに信頼できる大人を増やしていきましょう。例えば、次の4つのことを参考に、子どもたちやそのご世帯と関わってみませんか。

見守る

まずは子どもの様子や家族の様子を見守りましょう

声をかける

いきなり、ケアのことを話題にする必要はありません。あいさつから始めましょう

話を聴く

話せるようになったら、相手の言葉を遮らず、まずは話を聞きましょう。話しやすいように他愛のない話で構いません

気持ちを尊重する

子ども自身や保護者はどのような意向をお持ちでしょうか。支援の押し付けにならないよう相手の気持ちをよく聞き、尊重しましょう

● 子どもたちの想いと会話のヒント

ケアを担っている子どもたちは、次のような想いを抱えていることがあります。ヤングケアラーかもしれない子どもたちと出会ったときは、この想いを心に留めて接してみてください。

- 家族のために自らケアをしたいと思っている
- 支援が必要とは思っていない

ヒント

ケアを大切にしている子どもたちの気持ちを尊重する

- ケアを否定すると、これまでしてきたことを否定されたと感じる
- 家族が責められると自分が責められたと感じる

ヒント

ケアや家族を否定せず、これまで担ってきたケアに労いの言葉をかける

- 相談しようという発想自体がない
- 自分の家庭しか知らずに育ち、客観的な視点をもちにくい
- 家庭のことを知られたくない
- 話を聞いてもらう機会が少ない

ヒント

孤独を感じやすいので、さりげない声掛けからはじめる

市町村に相談してみる

府内市町村のヤングケアラー相談窓口

大阪府 ヤングケアラー 窓口



ヤングケアラー支援全般について

ヤングケアラーへの支援

大阪府 ヤングケアラー 支援



大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

電話：06-6944-7602 ファクシミリ：06-6944-6681 メール：chiikifukushi-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府ヤングケアラー相談

大阪府内に在住・在学・在勤の 18 歳以上対象

家族のこと、家のこと、これからのこと、
一緒に考えてみませんか。

「もしかしたら自分もヤングケアラー（だった）かも…？」

そんなふうにはっきりしない場合でも、遠慮なくご連絡ください。家族のケアをしてきたスタッフや、福祉の専門職があなたのお話をお聞きします。

様々な
相談方法が
あります！

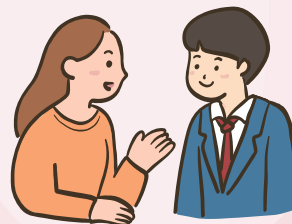
電話



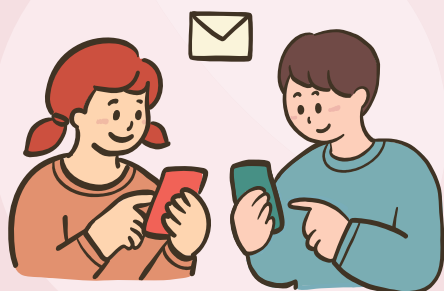
オンライン
(Zoom)



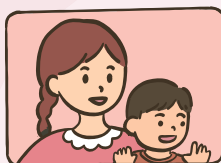
対面



メール



オンラインサロン



オンラインサロンで、同じ経験を持つ仲間とつながることもできます。

必要なときはこんなサポートも！

役立つサービスの紹介

同行支援

ライフキャリア・サポート

主催 大阪府

事業運営

NPO 法人 ふうせんの会

詳しくは
裏面へ

相談方法のご案内

下記のいずれかご希望に沿った方法でご相談ください。支援者、関係機関等の皆様もご利用いただけます。

① メール  yc_osakafu@ycballoon.org

② 電話  06-4790-8881

③ オンライン (Zoom)

④ 対面 〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目 2-20 2 階
市民活動スクエア CANVAS 谷町FO9 (大阪ボランティア協会内)

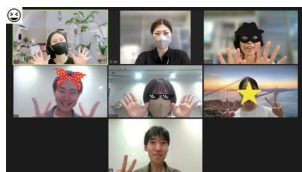
<受付時間：平日 10 時から 18 時 (夏季及び年末年始休業あり)>

※③オンライン、④対面をご希望の方は、電話やメール等で相談したい日時をご連絡ください。



最寄駅：地下鉄・京阪 天満橋

オンラインサロン



「家族のケアをしている同世代の人たちと話してみたい」「家族のケアをしながら他の人がどんなふうに自分の生活を送っているのか知りたい」自分だけではわからない、家族をケアをする人の思いや、考えていること、やっていることを共有し合える場です。話すテーマは毎回決まっていますが、ゆるやかな場なので話したいことを話して OK。

Zoom にて偶数月に 1 回、奇数月に 2 回開催。開催日は、下記 HP をご確認ください。▼

参加方法

HP、メール、LINE、電話からお申込みください。

ニックネーム、画面オフでの参加 OK！



LINE ID @443tmekh

※オンラインサロンの開催
情報等をお届けします。

大阪府
ヤングケアラー相談
ページ



利用者の声

はじめは、自分はヤングケアラーと言えるのか、自分が相談してもいいのかとためらっていたが、連絡してみたら「なんでも話していい」と受け止めてもらえたので、初めて人に家族の話をする事ができた。

「オンラインサロン」に初めて参加した時は緊張したけど、アットホームな雰囲気、ケアの話もそれ以外の話もできたので、自分らしく参加することができました。

家族のお世話について様々な思いを聞くことができ、ヤングケアラーの形は人それぞれだと思えた。誰かと経験や思いを共有することで、これからの人生を考える参考になったし、自分を振り返る機会にもなった。

必要なときはこんなサポートも！

役に立つ制度やサービスの紹介

介護保険、障がい福祉、保育サービス、経済的支援、就労支援などを紹介します。

同行支援

関係機関との調整や、書類を作成するお手伝い、行政などの窓口へ同行して、様々な手続きをサポートします。(主に大阪府内)

ライフキャリア・サポート

自分の興味関心や得意なことを一緒に探ったり、進路相談や就労・自立への相談にのったり。あなたのこれからと一緒に考えます。

お問合せ

NPO法人 ふうせんの会

 06-4790-8881

 yc_osakafu@ycballoon.org

